請　　　　　　　書

１　工事名

２　工事場所

３　工期 　　　　　年　　月　　日から

 　　　　　年　　月　　日まで

４　請負代金額

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　　　　）

５　契約保証金

 上記工事については、下記条項によりお請けいたします。

第１条　別冊図面及び仕様書（土木工事にあっては、縦覧設計書を含む。）に基づき、頭書の請負代金額をもって頭書の工期内に頭書の工事を完成すること。

第２条　貴町の承認を得ず、工事に関する権利義務を他に譲渡し、又は担保に供さないこと。

第３条　工事の施工にあたっては、貴町の選定した監督員の指示に従い工事に関する一切の事項を処理すること。

第４条　仕様書に監督員の検査を受けるべきものと定められている工事材料を使用する
ときは、使用前に検査を受けること。

第５条　貴町が必要ある場合は、工事内容の変更又は工事の打ち切りを命じられても異議
なく、この場合において工事又は請負代金額を変更する必要があるときは、協議して
定めること。

第６条　工事が完成したときは、直ちに届けて検査をうけ、検査に合格したときは遅滞なく目的物を引き渡すこと。

第７条　検査の時期は、届け出の日から14日以内、請負代金支払の時期は、引渡し完了後
貴町が適法な請求書を受理した日から40日以内とすること。

第８条　引渡し以前に生じた一切の損失はすべて受注者が負担すること。ただし、損失の
原因が貴町の責に帰するときは、除くこと。なお、引渡し後２か年以内に貴町の故意又は過失によらないで破損、瑕疵その他不完全な箇所が生じたときは無償で手直しすること。

第９条　天災不可抗力その他正当な事由によらず、工期内に完成しなかった場合は、工事
末日の翌日から完成の日まで１日につき請負代金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）に相当する額を違約金として請負代金と相殺され、又は現金で納入すること。

第10条　請負代金が第７条に定められた期限内に支払われなかったときは、その翌日から
支払のあった日までの日数に応じ財務大臣が決定する率の遅延利息を申し受けること。

第11条　次の各号の一に該当したときは契約を解除されても異議はないこと。

　一　自己の責に帰する理由により工期内に完成することができないとき、又は完成する
見込みがないと明らかに認められるとき。

　二　この請書の各項に定めた義務の履行を怠り、又は違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

第12条　前条の規定により契約を解除された場合は、請負代金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払うこと。

第13条　貴町の都合で契約を解除されたときに損害がある場合は協議のうえ相当の補償を
申し受けること。

第14条　本件について疑義を生じたときは、協議のうえ定めること。

第15条　この請書に定めるもののほか、佐々町財務規則（昭和42年佐々町規則第８号）及び佐々町建設工事執行規則（昭和30年佐々町規則第１号）の定めるところによるものとする。

　　　　　　年　　月　　日

佐々町　町長　　　　　　　　様

 受注者　住　所

 氏　名